昭 和 4 2 年 4 月 5 日
長崎県警察本部訓令第７号
最終改正　平成18年５月29日

警察職員の日額旅費及び旅費の調整に関する訓令

（通則）

第１条　職員の旅費に関する条例（昭和29年長崎県条例第47号。以下「旅費条例」という。）第26条の規定による日額旅費の支給及び同条例第32条による旅費の調整に関しては、この訓令の定めるところによる。

（日額旅費）

第２条　旅費条例第26条に規定する日額旅費は、船員たる職員がその職務のため、活動区域を旅行した場合に、日額旅費支給規程（昭和29年長崎県訓令第26号）別表に規定する日額旅費を支給する。

２　１日の旅行において、前項に定める旅行と他の用務で旅行したときは、日額旅費を支給する。

第３条　日額旅費の支給を受ける者の旅行命令は、その旅行用務、内容にかかわらず、同一人に関する限り１月分をまとめ、旅行命令を発することができる。また、旅費の請求についても、同様とする。

（鉄道賃）

第４条　職員が犯罪捜査その他緊急の用務で旅行する場合において、旅行命令権者が旅費条例第16条に規定する鉄道賃によることが公務上重大な支障を来すおそれがあると認めたときは、現に利用した鉄道賃を支給することができる。

（宿泊料）

第５条　職員の旅行において、次の各号に掲げる場合の宿泊料の支給については、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員が旅行し、公用の施設に宿泊した場合には、次の区分による宿泊料を支給する。

ア　有料で食事を提供する公用の施設に宿泊するとき。　１夜につき3,120円

イ　食事を提供しない公用の施設に宿泊するとき。　１夜につき3,900円

(2) 職員が旅行し、公務上の必要により翌日にわたり引き続き５時間以上その職務に従事し、宿泊施設に宿泊しなかった場合には、交代制勤務者の当務日を除き当該旅行について支給される宿泊料の２分の１に相当する額を支給する。

(3) 日額旅費の支給を受ける職員が、他の用務で旅行し宿泊した場合は、第１号に該当する場合を除き旅費条例第21条に規定する宿泊料を支給する。

附　則

この訓令は、平成18年６月１日から施行し、施行日以後に出発する旅行から適用する。